

【別紙 9】文化芸術のまち推進協定

文化芸術のまち推進協定書

東大阪市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人関西フィルハーモニー管弦楽団（以下「乙」という。）とは、次のとおり文化芸術のまち推進協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙の連携と協力のもとに、音楽を通じた東大阪市における文化芸術の振興及び心豊かな地域社会の形成を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲は、新市民会館等において乙が行う演奏会等の音楽芸術活動を支援する。

2 甲及び乙は、連携協力し、東大阪市民を対象とした音楽の普及啓発や音楽を通じた青少年の健全育成に努める。

3 乙は、音楽を通じ、東大阪市の都市魅力の発信に協力する。

（協定期間）

第3条 協定期間は、平成27年8月25日から平成33年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1カ月前までに甲又は乙から解除の申出をしなかったときは、協定期間満了の日の翌日から起算してなお5年間更新するものとし、以後協定期間満了のときにおいてもまた同様とする。

（定めのない事項の処理）

第4条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議のうえ決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方署名のうえ、各自1通を保有する。

平成27年8月25日

甲 東大阪市荒本北一丁目1番1号
東大阪市
代表者 東大阪市長 野田 義和

乙 大阪市港区弁天一丁目2番4-700 オーク2番街西館7階
特定非営利活動法人関西フィルハーモニー管弦楽団
理事長 井上 礼之